

豊見城総合公園水泳プール管理委託業務特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、豊見城総合公園水泳プール管理委託業務について適用する。

(目的)

第2条 当業務は、水泳プールの利用者が安全且つ快適に利用できることを目的とする。

(業務期間)

第3条 業務期間は、令和5年4月24日から令和5年9月30日までとする。但し、令和5年4月24日から令和5年4月30日までは清掃期間とし、令和5年5月1日から令和5年9月30日まで供用期間とする。

(委託時間)

第4条 業務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 5月、6月、9月は9時00分から19時00分まで、7月、8月は9時00分から22時00分までとする。
- (2) 労働基準法第34条第1項に基づく休憩時間を労働時間の途中に与えること。

(休場日)

第5条 当施設の休場日は、月曜日とする。ただし、月曜日が国民の祝日又は慰霊の日にあたるときは、翌日とする。

(管理対象)

第6条 当業務における管理対象は、水泳プール、プールろ過設備機器及びこれらに付随する物とする。

(薬品の確保)

第7条 受託者は、薬品を適宜補充し、常に適正在庫量を確保するものとする。その代金は、委託者が支払う。施設内の消毒に使用する薬品についても同様に委託者が支払う。

(物品等の確保)

第8条 受託者は、管理に必要な物品等を適宜補充し、常に適正在庫量を確保するものとする。その代金は、委託者が支払う。

(プール使用料の管理)

第9条 受託者は、毎日のプール使用料を適切に管理するものとする。なお、つり銭は受託者にて用意し、使用料は金融機関の夜間金庫へ納入するものとする。

(プール責任者)

第10条 第13条に定める資格等を有し、第11条に定める「プール責任者の業務」を遂行できる能力を有する者をプール責任者として選任し、委託者に文書で通知すること。
業務期間中は、プール責任者若しくはプール責任者と同等の能力を有すると認める代理者が常駐していなければならない。

(プール責任者の業務)

第11条 プール責任者は、次の各号に掲げる業務について責任を持って管理し、監視員への指示及び指導等を行うものとする。

- (1) 施設及びプール利用者等の安全確保等適切な管理運営となるよう、「プールの安全標準指針」（平成19年 文部科学省 国土交通省）で定める基準に適合するよう努めること。
- (2) 事故等救急の場合の適切な処置。
- (3) 監視員の指揮監督及び応急救護の指導。
- (4) 利用者が快適に利用できるようプールの水質を「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付、厚生労働省健康局長通知）で定める基準に適合するよう努めること。
※遊離残留塩素濃度及び水素イオン濃度の測定を毎日行うこと（毎日の測定とは別に、委託者の負担により専門の業者に、水素イオン濃度・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌及び一般細菌を月に1回、総トリハロメタンはプール開場期間内に1回、検査を行わせる）。
- (5) 第6条に定める機器の運転管理。
- (6) プール、更衣室、器具庫、機械室等のプール設備及び付帯設備の清掃・整理整頓・点検及び利用者の管理について「遊泳用プールの衛生基準について」で定める基準に適合するよう努めること。
- (7) プール内放送（遊泳時間の開始、終了、その他）
- (8) 受付業務（プール使用料の收受、管理保管）、プール開放期間中は毎日、利用者数の確認に努めると共に使用料金を責任もって管理し、売上帳簿を提出すること。
- (9) 別紙の「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守すること。
- (10) その他
 - (a) プールの公示事項を守らない者へ注意を行い、それでも守らないときはプール外へ退場させる。
 - (b) 開場後は、ただちにプール並びに付帯設備を点検し、異常の有無を確認する。又、業務終了後においても、プール並びに付帯設備を点検し閉場する。
 - (c) 日常の管理状況については、「豊見城総合公園水泳プール開放日誌及び報告書」にて委託者に報告し、確認を受けるものとする。業務中異常を発見した場合は、委託者に報告し、措置の指示を受け又は措置状況等について報告しなければならない。
 - (d) 水道メーターを開場毎に確認し、日誌に記入して報告すること。
 - (e) 入替えの時間帯はプール内清掃、プール内点検、周辺及び更衣室の水切り、ロッカー点検（忘れ物等）蛇口の閉栓確認等を行う。
 - (f) 日々の業務開始前に、施設に入る際は機械警備の解除を忘れずに行い、業務終了後に施設を出る際は出入口の施錠及び機械警備のセットを必ず行うこと。

（個人情報取扱）

第12条 業務を通して知り得た情報については、適切に取り扱うとともに、業務に必要な場合に限り取得した情報を利用する。

（プール責任者の資格）

第13条 プール責任者は安全管理及び水質管理についてそれぞれ次の資格または能力を有していなければならない。

（1）安全管理

プール安全管理主任者資格（特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会）を有していることが望ましいが、第15条の(1)～(4)のいずれかの資格でも構わない。

（2）水質管理

社団法人 日本プールアメニティ施設協会が行う「プール衛生管理者講習会」の過程を修了していること。または同等の知識か経験を有していることが証明出来ること。

(監視員の業務)

第14条 プール監視員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 常にプール利用者を監視し、利用者の事故を未然に防ぐよう心がけ、万一事故が発生した場合は、プール責任者の指示にしたがって適切な処置をとること。
- (3) 所定の位置よりプール水域をもれなく監視し、必要に応じてプール施設内を巡視する。監視台の担当者は緊急時、救助時及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (4) プールサイド等の安全確保に努める。
- (5) 定期的にプール責任者から人命救助等に関する指導を受け、非常時に対処できるようにする。
- (6) その他、プール責任者の指示する業務を行う。

(監視員の資格)

第15条 次の各号のいずれかの資格または能力を有する者が、配置する監視員の中に1名以上いなければならない。

- (1) プール安全管理者資格（特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会）
- (2) 水泳指導管理士（財団法人日本体育施設協会）
- (3) 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた者
- (4) ライフセーバー資格
- (5) (1)～(4)いずれかと同等の教育を受けた者。

(配置人数)

第16条 第4条に定める業務時間内は、常に、次の各号のとおり人員を配置すること。

- (1) 4月 清掃スタッフ 6名
- (2) 5月、6月、9月の平日 4名
- (3) 7月、8月 6名
- (4) 5月、6月、9月の土、日、祝日および慰霊の日 6名

※上記の人数はプール責任者（プール責任者代理）を含む人数

(保険加入義務)

第17条 プール責任者及び監視員にかかる下記の保険は、受託者の責任において加入するものとする。

- (1) プール責任者及び監視員のケガ、疾病等全般に係わる保険
- (2) プール責任者及び監視員の責に帰すべき事由による第三者への損害賠償保険

(警備業登録)

第18条 受託者は警備業法第4条に該当する認定を受けていなければならない。

(提出書類)

第19条 受託者は次に示す書類を、委託者に提出するものとする。提出書類について、提出後に変更若しくは期間更新等があった場合には速やかに変更後若しくは期間更新後等のものを委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務計画書
〔 必須項目：プール責任者の氏名、日常の業務体制、事故防止体制、
事故発生時の体制 〕
- (2) プール責任者及び監視員の資格証写し等
- (3) 損害賠償保険の保険証等の写し。
- (4) 公安委員会から交付された警備業認定証の写し。

(その他)

第 20 条 この特記仕様書に定めのない事項に疑義を生じた場合には、必要に応じて委託者及び受託者で協議をして定める。